

頁	現 行（平成30年2月修正）	修 正 後	備 考																								
1	<p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総 則</b></p> <p><b>第 1 節～3 節 （略）</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総 則</b></p> <p><b>第 1 節～3 節 （略）</b></p>																									
2	<p><b>第 4 節 計画の基礎とすべき災害の想定</b></p> <p>（略）</p> <p>1～2 （略）</p>	<p><b>第 4 節 計画の基礎とすべき災害の想定</b></p> <p>（略）</p> <p>1～2 （略）</p>																									
3	<p>3 緊急事態における判断基準</p> <p>（略）</p> <p>（1） （略）</p> <p style="text-align: center;">表 1-4-1 緊急事態区分と原災法等との枠組みとの関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急事態区分</th> <th>概 要</th> <th>原災法等との関係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態 (General Emergency)</td> <td>公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、<u>確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する段階</u></td> <td>原子力緊急事態に対応 (原災法第 15 条)</td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	概 要	原災法等との関係	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	全面緊急事態 (General Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、 <u>確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する段階</u>	原子力緊急事態に対応 (原災法第 15 条)	<p>3 緊急事態における判断基準</p> <p>（略）</p> <p>（1） （略）</p> <p style="text-align: center;">表 1-4-1 緊急事態区分と原災法等との枠組みとの関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急事態区分</th> <th>概 要</th> <th>原災法等との関係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態 (General Emergency)</td> <td>公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、<u>重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する段階</u></td> <td>原子力緊急事態に対応 (原災法第 15 条)</td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	概 要	原災法等との関係	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	全面緊急事態 (General Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、 <u>重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する段階</u>	原子力緊急事態に対応 (原災法第 15 条)	<p>・原子力災害対策指針の反映</p>
緊急事態区分	概 要	原災法等との関係																									
（略）	（略）	（略）																									
（略）	（略）	（略）																									
全面緊急事態 (General Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、 <u>確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する段階</u>	原子力緊急事態に対応 (原災法第 15 条)																									
緊急事態区分	概 要	原災法等との関係																									
（略）	（略）	（略）																									
（略）	（略）	（略）																									
全面緊急事態 (General Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、 <u>重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する段階</u>	原子力緊急事態に対応 (原災法第 15 条)																									
4	<p>（2）運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）</p> <p>（略）</p> <p>表 1-4-2 緊急事態区分と EAL の枠組み</p> <p>沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）に適用される基準</p> <p style="text-align: center;">（表略）</p>	<p>（2）運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）</p> <p>（略）</p> <p>表 1-4-2 緊急事態区分と EAL の枠組み</p> <p>沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）に適用される基準</p> <p style="text-align: center;">（表略）</p>																									

頁	現 行（平成30年2月修正）	修 正 後	備 考																																						
8	<p>実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限り、<u>使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。</u>）に適用される基準</p> <p style="text-align: center;">（表略）</p>	<p>実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（<u>（削除）</u>原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない<u>ものに限る。</u>）<u>であって、使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの</u>に適用される基準</p> <p style="text-align: center;">（表略）</p>	<p>・原子力災害対策指針の反映</p>																																						
9	<p>表1-4-3 運用上の介入レベル</p> <table border="1" data-bbox="188 501 943 919"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">基準の種類</th> <th colspan="2">基準の概要</th> </tr> <tr> <th colspan="2">防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">緊急防護措置</td> <td rowspan="2">OIL1</td> <td colspan="2">（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td> </tr> <tr> <td>OIL4</td> <td colspan="2">避難<u>基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。</u></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 （略）                  ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。                  OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。                  ※3～6 （略）</p>		基準の種類	基準の概要		防護措置の概要		緊急防護措置	OIL1	（略）		（略）		OIL4	避難 <u>基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。</u>		（略）	（略）	（略）	（略）	<p>表1-4-3 運用上の介入レベル</p> <table border="1" data-bbox="1068 501 1823 951"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">基準の種類</th> <th colspan="2">基準の概要</th> </tr> <tr> <th colspan="2">防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">緊急防護措置</td> <td rowspan="2">OIL1</td> <td colspan="2">（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td> </tr> <tr> <td>OIL4</td> <td colspan="2">避難<u>又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。</u></td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 （略）                  ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。                  OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して<u>おおむね</u>1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。                  ※3～6 （略）</p>		基準の種類	基準の概要		防護措置の概要		緊急防護措置	OIL1	（略）		（略）		OIL4	避難 <u>又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。</u>		（略）	（略）	（略）	（略）	<p>・原子力災害対策指針の反映</p> <p>・記載の適正化</p>
	基準の種類			基準の概要																																					
		防護措置の概要																																							
緊急防護措置	OIL1	（略）																																							
		（略）																																							
	OIL4	避難 <u>基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。</u>																																							
（略）	（略）	（略）	（略）																																						
	基準の種類	基準の概要																																							
		防護措置の概要																																							
緊急防護措置	OIL1	（略）																																							
		（略）																																							
	OIL4	避難 <u>又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。</u>																																							
（略）	（略）	（略）	（略）																																						
10	<p><b>第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲</b></p> <p>（略）</p> <p>①予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）の考え方</p>	<p><b>第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲</b></p> <p>（略）</p> <p>①予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）の考え方</p>																																							

頁	現 行（平成30年2月修正）	修 正 後	備 考				
14	<p>急速に進展する事故においても放射線被ばくによる<u>確定的影響等を回避するため</u>、先述の緊急事態区分に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域で、「原子力施設から概ね半径5 km」が目安となる。</p> <p>②緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）の考え方</p> <p>確率的影響のリスクを<u>最小限に抑えるため</u>、先述のEAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域で、「原子力施設から概ね30 km」が目安となる。</p> <p>（略）</p> <p><b>第5節の2 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の緊急事態区分等に応じた防護措置</b></p> <p>（1）原子力施設等の状況に応じた防護措置</p> <p>防災関係機関は、本章第5節で規定するPAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合に、急速に進展する事故においても放射線による<u>確定的影響を回避するため</u>、放射性物質の環境への放出前の段階から、第4節第3項第1号で規定する緊急事態区分に基づき、避難等の予防的防護措置を準備し、実施するものとする。</p> <p>（以下略）</p> <p>（2）（略）</p> <p><b>第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</b></p> <p>（略）</p> <p>1～8 （略）</p>	<p>急速に進展する事故においても放射線被ばくによる<u>重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため</u>、先述の緊急事態区分に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域で、「原子力施設から<u>おおむね</u>半径5 km」が目安となる。</p> <p>②緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）の考え方</p> <p>確率的影響のリスクを<u>低減するため</u>、先述のEAL、OILに基づき、緊急防護措置を準備する区域で、「原子力施設から<u>おおむね半径</u>30 km」が目安となる。</p> <p>（略）</p> <p><b>第5節の2 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の緊急事態区分等に応じた防護措置</b></p> <p>（1）原子力施設等の状況に応じた防護措置</p> <p>防災関係機関は、本章第5節で規定するPAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合に、急速に進展する事故においても放射線による<u>重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため</u>、放射性物質の環境への放出前の段階から、第4節第3項第1号で規定する緊急事態区分に基づき、避難等の予防的防護措置を準備し、実施するものとする。</p> <p>（以下略）</p> <p>（2）（略）</p> <p><b>第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</b></p> <p>（略）</p> <p>1～8 （略）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害対策指針の反映</li> <li>記載の適正化</li> <li>原子力災害対策指針の反映</li> <li>記載の適正化</li> <li>原子力災害対策指針の反映</li> </ul>				
18	<p>9 指定地方公共機関</p> <p>（追加）</p> <p>10, 11 （略）</p> <p><b>第7～8節 （略）</b></p>	<p>9 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1055 1209 1888 1332"> <thead> <tr> <th data-bbox="1055 1209 1227 1241">機関名</th> <th data-bbox="1227 1209 1888 1241">事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1055 1241 1227 1332">公益社団法人 宮城県バス協会</td> <td data-bbox="1227 1241 1888 1332">災害時における緊急避難輸送確保</td> </tr> </tbody> </table> <p>10, 11 （略）</p> <p><b>第7～8節 （略）</b></p>	機関名	事務又は業務	公益社団法人 宮城県バス協会	災害時における緊急避難輸送確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>協定締結に伴い掲載</li> </ul>
機関名	事務又は業務						
公益社団法人 宮城県バス協会	災害時における緊急避難輸送確保						



頁	現 行（平成30年2月修正）	修 正 後	備 考
31	<p>③～⑤ （略）</p> <p>3 （略）</p> <p><b>第7節～第12節 （略）</b></p> <p><b>第13節 避難受入活動体制の整備</b></p> <p>1 避難等計画の作成についての支援及び調整</p> <p>（1）避難等計画の作成支援</p> <p>（略）</p>	<p>③～⑤ （略）</p> <p>3 （略）</p> <p><b>第7節～12節 （略）</b></p> <p><b>第13節 避難受入活動体制の整備</b></p> <p>1 避難等計画の作成についての支援及び調整</p> <p>（1）避難等計画の作成支援</p> <p>（略）</p>	
32	<p>①～③ （略）</p> <hr/> <p>（2）関係市町の講じておく措置</p> <p>（略）</p> <p>① （略）</p> <p>②広域避難等のために定めておく事項</p> <p>イ <u>避難所・避難場所、集合場所等</u></p> <p>ロ <u>避難経路</u> _____ 及び避難方法</p> <p>ハ その他必要な事項</p> <p>2 <u>避難所等の整備</u>についての助言</p> <p>（1）<u>避難所等の整備</u></p> <p>県は、関係市町に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を、その管理者の同意を得て<u>避難所・避難場所等</u>としてあらかじめ確保するよう助言するものとする。</p> <p><u>避難所・避難場所等の確保</u>に当っては、風向等の気象条件により使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。</p>	<p>①～③ （略）</p> <p><b><u>避難計画[原子力災害]作成ガイドライン 参照</u></b></p> <p>（2）関係市町の講じておく措置</p> <p>（略）</p> <p>① （略）</p> <p>② 広域避難等のために定めておく事項</p> <p>イ <u>指定避難所及び広域避難先の避難所（「広域避難所」という。以下同じ。）（これらを併せて「指定避難所等」という。以下同じ。）</u></p> <p>ロ <u>避難経路（一時集合場所、避難退城時検査及び簡易除染の場所、避難所受付ステーションを含む。以下同じ。）</u>及び避難方法</p> <p>ハ その他必要な事項</p> <p>2 <u>指定避難所等の整備</u>についての助言</p> <p>（1）<u>指定避難所等の整備</u></p> <p>県は、関係市町に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を、その管理者の同意を得て<u>指定避難所等</u>としてあらかじめ確保するよう助言するものとする。</p> <p><u>指定避難所等の確保</u>に当っては、風向等の気象条件により使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。</p>	<p>・参考資料の掲載</p> <p>・記載の適正化（防災基本計画に準拠）</p> <p>・記載の適正化（避難計画〔原子力災害〕作成ガイドラインに準拠）</p> <p>・記載の適正化（防災基本計画に準拠）</p>

頁	現 行（平成30年2月修正）	修 正 後	備 考
33	<p>なお、<u>避難等の場所</u>として指定された建物については、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い及び男女双方の視点への配慮並びに衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>避難所等</u>における設備等の整備</p> <p>県及び関係市町は、<u>避難所等</u>において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。</p> <p>(9) 物資の備蓄に係る整備</p> <p>県及び関係市町は、<u>避難所等</u>又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備菜、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、<u>避難所等</u>として確保した<u>学校等</u>において、<u>備蓄のためのスペース</u>、<u>通信設備の整備等</u>を進めるものとする。</p> <p>3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備についての助言</p> <p>(1)、(2) (略)</p>	<p>なお、<u>指定避難所等</u>については、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い及び男女双方の視点への配慮並びに衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>指定避難所等</u>における設備等の整備</p> <p>県及び関係市町は、<u>指定避難所等</u>において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。</p> <p>(9) 物資の備蓄に係る整備</p> <p>県及び関係市町は、<u>指定避難所等</u>又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備菜、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、<u>指定避難所等</u>となる<u>施設</u>において、<u>備蓄場所の確保</u>、<u>通信設備の整備等</u>を進めるものとする。</p> <p>3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備についての助言</p> <p>(1)、(2) (略)</p>	<p>・記載の適正化（防災基本計画に準拠）</p> <p>・記載の適正化（防災基本計画に準拠）</p>
34	<p>(3) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び関係市町と連携し、原子力災害時における<u>避難所・避難場所</u>、<u>避難経路</u>、<u>誘導責任者</u>、<u>誘導方法</u>、<u>入所者等の移送に必要な資機材の確保</u>、<u>関係機関との連携方策等</u>についての避難等計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。（以下略）</p> <p>4 学校等施設における避難等計画の整備についての助言</p> <p>学校等施設の管理者は、県、関係市町と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、<u>避難所・避難場所</u>、<u>避難経路</u>、<u>誘導責任者</u>、<u>誘導方法等</u>についての避難等計画を作成するものとする。（以下略）</p> <p>5～9 (略)</p> <p><b>第14節 (略)</b></p>	<p>(3) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び関係市町と連携し、原子力災害時における<u>避難所</u>、<u>避難経路</u>、<u>誘導責任者</u>、<u>誘導方法</u>、<u>入所者等の移送に必要な資機材の確保</u>、<u>関係機関との連携方策等</u>についての避難等計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。（以下略）</p> <p>4 学校等施設における避難等計画の整備についての助言</p> <p>学校等施設の管理者は、県、関係市町と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、<u>避難所</u>、<u>避難経路</u>、<u>誘導責任者</u>、<u>誘導方法等</u>についての避難等計画を作成するものとする。（以下略）</p> <p>5～9 (略)</p> <p><b>第14節 (略)</b></p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>

頁	現 行（平成30年2月修正）	修 正 後	備 考
36	<p><b>第15節 緊急輸送活動体制の整備</b></p> <p>1 （略）</p> <p>2 輸送拠点等の把握</p> <p>（1）輸送拠点等の把握</p> <p>県及び関係機関は、多重化や代替性・利便性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点・集積拠点について把握・点検し、緊急時における輸送機能の確保を図るものとする。また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県及び市町村がそれぞれ設置する物資輸送拠点を経て、各<u>避難所</u>に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>（2）～（9） （略）</p>	<p><b>第15節 緊急輸送活動体制の整備</b></p> <p>1 （略）</p> <p>2 輸送拠点等の把握</p> <p>（1）輸送拠点等の把握</p> <p>県及び関係機関は、多重化や代替性・利便性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点・集積拠点について把握・点検し、緊急時における輸送機能の確保を図るものとする。また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県及び市町村がそれぞれ設置する物資輸送拠点を経て、各<u>指定避難所等</u>に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>（2）～（9） （略）</p>	<p>・記載の適正化（防災基本計画に準拠）</p>
38	<p><b>第16節 （略）</b></p> <p><b>第17節 原子力災害医療体制等の整備</b></p> <p>（略）</p> <p>1～6 （略）</p>	<p><b>第16節 （略）</b></p> <p><b>第17節 原子力災害医療体制等の整備</b></p> <p>（略）</p> <p>1～6 （略）</p>	<p>・記載の適正化</p>
39	<p>7 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備</p> <p>県は、原子力災害対策指針を踏まえ、関係市町、医療機関等と連携して、PAZ内及びPAZ外で必要とされる<u>地域</u>（以下、これらを含む市町を「PAZを含む市町等」とする。）の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びに<u>PAZ外の住民等</u>に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう準備しておくものとする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p>	<p>7 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備</p> <p>県は、原子力災害対策指針を踏まえ、関係市町、医療機関等と連携して、PAZ内及びPAZ外で<u>あって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される</u>地域（以下、これらを含む市町を「PAZを含む市町等」とする。）の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びに<u>PAZ内及びPAZ外の住民等</u>に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう準備しておくものとする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p>	<p>・記載の適正化</p>
39	<p><b>第18節 物資の調達、供給活動</b></p> <p>（1）県は、国、関係市町及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を</p>	<p><b>第18節 物資の調達、供給活動</b></p> <p>（1）県は、国、関係市町及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を</p>	

頁	現 行（平成30年2月修正）	修 正 後	備 考
40	<p>整備し、それらの供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所・避難場所等の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難所・避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとされている。県は、災害の規模等に鑑み、関係市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。</p> <p><b>第19節 (略)</b></p> <p><b>第20節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥放射線防護対策施設、屋内退避所、___避難所等に関すること</p> <p>⑦、⑧ (略)</p> <p>⑨___避難所等での運営管理、行動等に関すること</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>(4) 県は、避難状況の確実な把握のため、市町村が指定した___避難所等以外に住民が避難した場合に、市町村災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することの周知について、協力するものとする。</p> <p>(5)、(6) (略)</p> <p><b>第21節～25節 (略)</b></p>	<p>整備し、それらの供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに指定避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとされている。県は、災害の規模等に鑑み、関係市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。</p> <p><b>第19節 (略)</b></p> <p><b>第20節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥放射線防護対策施設、屋内退避施設、指定避難所等に関すること</p> <p>⑦、⑧ (略)</p> <p>⑨指定避難所等での運営管理、行動等に関すること</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>(4) 県は、避難状況の確実な把握のため、市町村が指定した指定避難所等以外に住民が避難した場合に、市町村災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することの周知について、協力するものとする。</p> <p>(5)、(6) (略)</p> <p><b>第21節～25節 (略)</b></p>	<p>・記載の適正化(防災基本計画に準拠)</p> <p>・記載の適正化(防災基本計画の反映)</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>





頁	現 行（平成30年2月修正）	修 正 後	備 考
53	<p>2 （略）</p> <p><b>第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立</b></p> <p>1～7 （略）</p>	<p>2 （略）</p> <p><b>第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立</b></p> <p>1～7 （略）</p>	
61	<p>8 原子力被災者生活支援チームとの連携</p> <p>国の原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。（以下略）</p>	<p>8 原子力被災者生活支援チームとの連携</p> <p>国の原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が<b>おおむね</b>終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。（以下略）</p>	<p>・記載の適正化</p>
63	<p>9 （略）</p> <p><b>第5節 住民等への的確な情報伝達活動</b></p> <p>（略）</p> <p>1 住民等への情報伝達活動</p> <p>（1）～（8） （略）</p>	<p>9 （略）</p> <p><b>第5節 住民等への的確な情報伝達活動</b></p> <p>（略）</p> <p>1 住民等への情報伝達活動</p> <p>（1）～（8） （略）</p>	
64	<p>（9）適切な情報の提供</p> <p>県は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況及びモニタリングの結果等の参考情報）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や<b>避難所・避難場所</b>等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を住民等に対して提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うこととする。この際、県が行う情報伝達事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④住民等のとるべき行動及び注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通規制、避難経路及び<b>避難所・避難場所</b>等</li> <li>・農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況</li> </ul> <p>⑤ （略）</p> <p>（10） （略）</p>	<p>（9）適切な情報の提供</p> <p>県は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況及びモニタリングの結果等の参考情報）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や<b>指定避難所</b>等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を住民等に対して提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うこととする。この際、県が行う情報伝達事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④住民等のとるべき行動及び注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通規制、避難経路及び<b>指定避難所</b>等</li> <li>・農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況</li> </ul> <p>⑤ （略）</p> <p>（10） （略）</p>	<p>・記載の適正化（防災基本計画の反映）</p> <p>・記載の適正化</p>

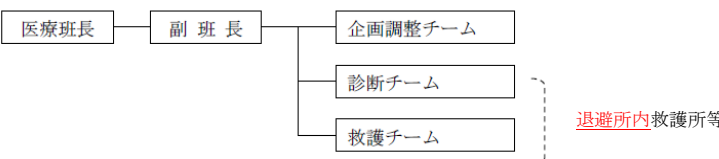
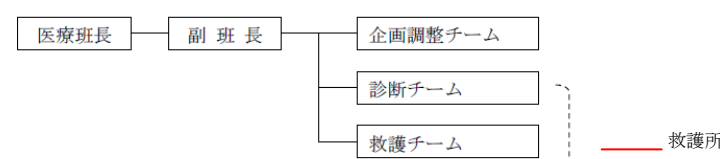
頁	現 行（平成30年2月修正）	修 正 後	備 考
65	<p>(11) 様々な情報伝達手段の活用</p> <p>県は、情報伝達に当たって、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等可能な限りのメディアを活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>避難所・避難場所等</u>にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p><b>第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</b></p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 モニタリングに係る県の組織及び業務</p> <p>(1)、(2) (略)</p>	<p>(11) 様々な情報伝達手段の活用</p> <p>県は、情報伝達に当たって、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等可能な限りのメディアを活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、<u>指定避難所等</u>にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p><b>第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</b></p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 モニタリングに係る県の組織及び業務</p> <p>(1)、(2) (略)</p>	<p>・記載の適正化</p>
69	<p>(3) モニタリングの実施内容</p> <p>モニタリングは、原子力災害発生後の時期に応じて、<u>概ね表3-6-2</u>の内容を災害の状況に応じ適宜実施するものとする。</p>	<p>(3) モニタリングの実施内容</p> <p>モニタリングは、原子力災害発生後の時期に応じて、<u>おおむね表3-6-2</u>の内容を災害の状況に応じ適宜実施するものとする。</p>	<p>・記載の適正化</p>
71	<p><b>第7節 屋内退避、避難収容等の防護活動</b></p> <p>1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p> <p>(1) 屋内退避、避難の指示等の連絡、確認等</p> <p>①～⑦ (略)</p>	<p><b>第7節 屋内退避、避難の受入れ等の防護活動</b></p> <p>1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p> <p>(1) 屋内退避、避難の指示等の連絡、確認等</p> <p>①～⑦ (略)</p>	
72	<p>⑧県は、避難勧告等が行われた区域を含む市町村に協力し、戸別訪問、<u>避難所・避難場所等</u>における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p>なお、県は、避難状況の確実な把握のため、指定された<u>避難所・避難場所</u>以外に避難をした場合等には、市町村の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力するものとする。</p>	<p>⑧県は、避難勧告等が行われた区域を含む市町村に協力し、戸別訪問、<u>指定避難所等</u>における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p>なお、県は、避難状況の確実な把握のため、指定された<u>指定避難所等</u>以外に避難をした場合等には、市町村の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力するものとする。</p>	<p>・記載の適正化</p>

頁	現 行（平成30年2月修正）	修 正 後	備 考
	<p>⑨県は、国の協力のもと、市町村の区域を越えて避難や一時移転を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、受入施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。また、県は受入先の市町村と協議のうえ、避難や一時移転が必要な区域の市町村に対し<u>避難所・避難場所</u>等となる施設を示すものとする。なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域的避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合は、原子力災害対策本部等に対して要請するものとする。</p> <p>⑩ （略）</p> <p>(2) <u>      </u>避難所等</p> <p>①県は、避難対象区域を含む市町村に対し、緊急時に必要に応じ、<u>避難所・避難場所等</u>の開設、住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て<u>避難所・避難場所等</u>として開設することを支援するものとする。</p> <p>なお、県は避難先自治体等からの情報を集約し、避難先の調整を行うものとする。</p> <p>②県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、それぞれの<u>避難所・避難場所等</u>に受入れている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市町村に提供するものとする。</p> <p>③県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、<u>避難所・避難場所等</u>における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や<u>避難所・避難場所等</u>の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、<u>避難所・避難場所等</u>における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>④県は、厚生労働省と連携し、<u>避難所・避難場所等</u>における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p> <p>特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、</p>	<p>⑨県は、国の協力のもと、市町村の区域を越えて避難や一時移転を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、受入施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。また、県は受入先の市町村と協議のうえ、避難や一時移転が必要な区域の市町村に対し<u>広域避難所</u>等となる施設を示すものとする。なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域的避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合は、原子力災害対策本部等に対して要請するものとする。</p> <p>⑩ （略）</p> <p>(2) <u>指定</u>避難所等</p> <p>①県は、避難対象区域を含む市町村に対し、緊急時に必要に応じ、<u>指定避難所等</u>の開設、住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て<u>避難所</u>等として開設することを支援するものとする。</p> <p>なお、県は避難先自治体等からの情報を集約し、避難先の調整を行うものとする。</p> <p>②県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、それぞれの<u>指定避難所等ごと</u>に受入れている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市町村に提供するものとする。</p> <p>③県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、<u>指定避難所等</u>における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や<u>指定避難所等</u>の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、<u>指定避難所等</u>における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>④県は、厚生労働省と連携し、<u>指定避難所等</u>における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p> <p>特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化(防災基本計画に準拠)</p> <p>・記載の適正化(防災基本計画の反映)</p> <p>・記載の適正化(防災基本計画に準拠)</p> <p>・記載の適正化(防災基本計画に準拠)</p> <p>・記載の適正化(防災基本計画に準拠)</p> <p>・記載の適正化(防災基本計画に準拠)</p>

頁	現 行（平成30年2月修正）	修 正 後	備 考
73	<p>ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。 また、県は市町村と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p>なお、県は市町村と連携し、<u>避難所・避難場所等</u>の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>⑤県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、<u>避難所・避難場所等</u>の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、<u>避難所・避難場所等</u>における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営に努めるものとする。</p> <p>⑥ （略）</p> <p>⑦県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、<u>避難所</u>の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>⑧ （略）</p> <p>(3) 広域一時滞在</p> <p>①被災市町村は、災害の規模、被災者の避難、受入状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び <u>避難所</u>、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れが必要な場合は、都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとされている。</p> <p>②～⑤ （略）</p> <p>(4)、(5) （略）</p> <p>(6) 要配慮者への配慮</p>	<p>ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。 また、県は市町村と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p>なお、県は市町村と連携し、<u>指定避難所等</u>の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>⑤県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、<u>指定避難所等</u>の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、<u>指定避難所等</u>における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営に努めるものとする。</p> <p>⑥ （略）</p> <p>⑦県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模等に<u>鑑み</u>、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、<u>指定避難所等</u>の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>⑧ （略）</p> <p>(3) 広域一時滞在</p> <p>①被災市町村は、災害の規模、被災者の避難、受入状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び <u>広域避難所</u>、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れが必要な場合は、都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとされている。</p> <p>②～⑤ （略）</p> <p>(4)、(5) （略）</p> <p>(6) 要配慮者への配慮</p>	<p>・記載の適正化(防災基本計画の反映)</p> <p>・記載の適正化(防災基本計画に準拠)</p> <p>・記載の適正化(防災基本計画の反映)</p> <p>・記載の適正化(防災基本計画に準拠)</p> <p>・記載の適正化</p>
74	<p>①県は、市町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、<u>避難所・避難場所等</u>での生活に関しては、要配慮者及び一時滞滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者等に向けた情報の提供についても十分配</p>	<p>①県は、市町村と連携し、国の協力を得て、避難誘導、<u>指定避難所等</u>での生活に関しては、要配慮者及び一時滞滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者等に向けた情報の提供についても十分配慮する</p>	<p>・記載の適正化</p>

頁	現 行（平成30年2月修正）	修 正 後	備 考
76	<p>慮するものとする。</p> <p>②、③ （略）</p> <p>(7)～(10) （略）</p> <p>2 独自の判断による措置</p> <p>(略)</p> <p>(1)、(2) （略）</p> <p>(3) 防護措置に係る指示伝達等</p> <p>I （略）</p> <p>II 避難に係る指示伝達等</p> <p>①、② （略）</p>	<p>ものとする。</p> <p>②、③ （略）</p> <p>(7)～(10) （略）</p> <p>2 独自の判断による措置</p> <p>(略)</p> <p>(1)、(2) （略）</p> <p>(3) 防護措置に係る指示伝達等</p> <p>I （略）</p> <p>II 避難に係る指示伝達等</p> <p>①、② （略）</p>	
77	<p>③関係市町は、避難を行う場合は、あらかじめ定める計画に基づき、<u>避難所・避難場所、経路、集合場所等</u>を決定するとともに、防護対策地区内の住民等に対し、避難の措置を講ずるものとし、特に乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮するよう指示するものとする。</p> <p>④ （略）</p> <p>(4) 防護措置の方法等</p> <p>I （略）</p> <p>II 避難</p> <p>①関係市町は、住民等に対して避難を指示するときにおいて、あらかじめ定める計画で住民等の<u>集合場所</u>を指定している場合、市町職員、消防職員・消防団員又は警察官の誘導のもとに住民等を集合させるものとする。</p> <p>②関係市町は、<u>集合場所から避難所・避難場所</u>への住民等の輸送については、県及び県の要請に基づく防災関係機関の車両等の応援を受けて、また、必要に応じ、避難を必要とする地区内の乗合自動車の所有者等の協力を得て、あらかじめ定める計画により実施するものとする。</p> <p>③、④ （略）</p>	<p>③関係市町は、避難を行う場合は、あらかじめ定める計画に基づき、<u>避難所、避難経路等</u>を決定するとともに、防護対策地区内の住民等に対し、避難の措置を講ずるものとし、特に乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮するよう指示するものとする。</p> <p>④ （略）</p> <p>(4) 防護措置の方法等</p> <p>I （略）</p> <p>II （略）</p> <p>①関係市町は、住民等に対して避難を指示するときにおいて、あらかじめ定める計画で住民等の<u>一時集合場所</u>を指定している場合、市町職員、消防職員・消防団員又は警察官の誘導のもとに住民等を集合させるものとする。</p> <p>②関係市町は、<u>一時集合場所からUPZ外の自市の指定避難所又は広域避難所</u>への住民等の輸送については、県及び県の要請に基づく防災関係機関の車両等の応援を受けて、また、必要に応じ、避難を必要とする地区内の乗合自動車の所有者等の協力を得て、あらかじめ定める計画により実施するものとする。</p> <p>③、④ （略）</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化（避難計画〔原子力災害〕作成ガイドラインに準拠）</p> <p>・同上</p> <p>・記載の適正化</p>

頁	現 行 (平成30年2月修正)	修 正 後	備 考
78	<p>Ⅲ (略)</p> <p>Ⅳ 周辺市町への避難</p> <p>県は、災害の状況及び緊急時モニタリングの結果等を考慮した上で、関係市町の計画とは異なる地域への避難が必要と認める場合において、県の災害対策本部において調整し、災害対策基本法に基づく広域一時滞在に係る協議等を行う上で特に必要な場合は、住民等の広域避難先とすべき市町村を決定し、当該市町村長に対し、避難住民等の受け入れ及び<u>避難所・避難場所等</u>の設置を要請するものとする。また、必要に応じ、職員を派遣し、避難収容等の指導に当たらせるものとする。</p> <p>県から要請を受けた周辺市町村長は、当該市町村地域防災計画等に定める<u>避難所・避難場所</u>を提供し、必要な協力活動を実施するものとする。</p> <p>この場合、関係市町は、避難者の輸送に努めるとともに、<u>避難所・避難場所</u>に職員を派遣して、受け入れ市町村との連絡及び避難者への対応等に当たらせるものとする。</p> <p>Ⅴ 避難者の輸送</p> <p>県は、必要に応じ、陸上自衛隊、宮城海上保安部、公共輸送機関等に対し、避難者の輸送について協力を要請し、緊急輸送車両等を確保するものとする。</p> <p>また、関係市町は、避難を要する住民等を指定集合場所に集合させ、避難の優先順位の高い者から順に輸送するなど、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(5)、(6) (略)</p>	<p>Ⅲ (略)</p> <p>Ⅳ 周辺市町への避難</p> <p>県は、災害の状況及び緊急時モニタリングの結果等を考慮した上で、関係市町の計画とは異なる地域への避難が必要と認める場合において、県の災害対策本部において調整し、災害対策基本法に基づく広域一時滞在に係る協議等を行う上で特に必要な場合は、住民等の広域避難先とすべき市町村を決定し、当該市町村長に対し、避難住民等の受け入れ及び<u>広域避難所</u>の設置を要請するものとする。また、必要に応じ、職員を派遣し、避難受入れ等の指導に当たらせるものとする。</p> <p>県から要請を受けた周辺市町村長は、当該市町村地域防災計画等に定める<u>指定避難所等</u>を提供し、必要な協力活動を実施するものとする。</p> <p>この場合、関係市町は、避難者の輸送に努めるとともに、<u>広域避難所</u>に職員を派遣して、受け入れ市町村との連絡及び避難者への対応等に当たらせるものとする。</p> <p>Ⅴ 避難者の輸送</p> <p>県は、必要に応じ、陸上自衛隊、宮城海上保安部、公共輸送機関等に対し、避難者の輸送について協力を要請し、緊急輸送車両等を確保するものとする。</p> <p>また、関係市町は、避難を要する住民等を<u>一時集合場所</u>に集合させ、避難の優先順位の高い者から順に輸送するなど、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(5)、(6) (略)</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>
79	<p><b>第7節の2、3 (略)</b></p> <p><b>第8 緊急輸送活動</b></p> <p>1 緊急輸送活動</p> <p>(1) 緊急輸送の範囲及び順位</p> <p>県は、緊急事態応急対策実施区域を含む市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>②第2順位 ○屋内退避所、<u>避難所・避難場所等</u>を維持・管理するために必要な人員、資機材 (以下略)</p> <p>③～⑤ (略)</p>	<p><b>第7節の2、3 (略)</b></p> <p><b>第8 緊急輸送活動</b></p> <p>1 緊急輸送活動</p> <p>(1) 緊急輸送の範囲及び順位</p> <p>県は、緊急事態応急対策実施区域を含む市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>②第2順位 ○屋内退避<u>施設</u>、<u>指定避難所等</u>を維持・管理するために必要な人員、資機材 (以下略)</p> <p>③～⑤ (略)</p>	<p>・記載の適正化(避難計画〔原子力災害〕作成ガイドラインに準拠)</p> <p>・記載の適正化</p>

頁	現 行（平成30年2月修正）	修 正 後	備 考
81	<p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第9節 (略)</b></p> <p><b>第10節 原子力災害医療活動</b></p> <p>1 原子力災害医療体制</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 医療班の活動</p> <p>(前文略)</p> <p>また、屋内退避所や避難所・避難場所等における住民等の健康管理を行うとともに、県災害対策本部に配置する原子力災害医療調整官の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性のある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受入れを支援するものとする。</p>	<p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><b>第9節 (略)</b></p> <p><b>第10節 原子力災害医療活動</b></p> <p>1 原子力災害医療体制</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 医療班の活動</p> <p>(前文略)</p> <p>また、屋内退避施設や指定避難所等における住民等の健康管理を行うとともに、県災害対策本部に配置する原子力災害医療調整官の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性のある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受入れを支援するものとする。</p>	
82	<p>(4) (略)</p> <p>(5) 医療班の組織及び業務</p> <p>①医療班の組織</p> <p>(略)</p> <p>図3-10-1 医療班の組織図</p>  <p>② (略)</p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) 医療班の組織及び業務</p> <p>①医療班の組織</p> <p>(略)</p> <p>図3-10-1 医療班の組織図</p>  <p>② (略)</p>	<p>・記載の適正化</p>
83	<p>③医療班の業務</p> <p>医療班の業務は、表3-10-2のとおりとする。</p>	<p>③医療班の業務</p> <p>医療班の業務は、表3-10-2のとおりとする。</p>	<p>・記載の適正化</p>



頁	現 行（平成30年2月修正）	修 正 後	備 考																
	表3-10-2 医療班の業務	表3-10-2 医療班の業務																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>チーム名</th> <th>編 成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画調整チーム</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>救護チーム</td> <td>1 公共施設及び避難所等への救護所の開設に関する事 2 一般傷病者に対する医療活動の実施に関する事</td> </tr> <tr> <td>診断チーム</td> <td>1 公共施設及び避難所等並びに近隣の保健所等への診療所の開設に関する事 2 放射線被ばく又はそのおそれのある者に対する診断及び医療措置に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	チーム名	編 成	企画調整チーム	(略)	救護チーム	1 公共施設及び避難所等への救護所の開設に関する事 2 一般傷病者に対する医療活動の実施に関する事	診断チーム	1 公共施設及び避難所等並びに近隣の保健所等への診療所の開設に関する事 2 放射線被ばく又はそのおそれのある者に対する診断及び医療措置に関する事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>チーム名</th> <th>編 成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画調整チーム</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>救護チーム</td> <td>1 公共施設及び<b>指定避難所等</b>への救護所の開設に関する事 2 一般傷病者に対する医療活動の実施に関する事</td> </tr> <tr> <td>診断チーム</td> <td>1 公共施設及び<b>指定避難所等</b>並びに近隣の保健所等への診療所の開設に関する事 2 放射線被ばく又はそのおそれのある者に対する診断及び医療措置に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	チーム名	編 成	企画調整チーム	(略)	救護チーム	1 公共施設及び <b>指定避難所等</b> への救護所の開設に関する事 2 一般傷病者に対する医療活動の実施に関する事	診断チーム	1 公共施設及び <b>指定避難所等</b> 並びに近隣の保健所等への診療所の開設に関する事 2 放射線被ばく又はそのおそれのある者に対する診断及び医療措置に関する事	<p>・記載の適正化</p>
チーム名	編 成																		
企画調整チーム	(略)																		
救護チーム	1 公共施設及び避難所等への救護所の開設に関する事 2 一般傷病者に対する医療活動の実施に関する事																		
診断チーム	1 公共施設及び避難所等並びに近隣の保健所等への診療所の開設に関する事 2 放射線被ばく又はそのおそれのある者に対する診断及び医療措置に関する事																		
チーム名	編 成																		
企画調整チーム	(略)																		
救護チーム	1 公共施設及び <b>指定避難所等</b> への救護所の開設に関する事 2 一般傷病者に対する医療活動の実施に関する事																		
診断チーム	1 公共施設及び <b>指定避難所等</b> 並びに近隣の保健所等への診療所の開設に関する事 2 放射線被ばく又はそのおそれのある者に対する診断及び医療措置に関する事																		
	<p>2 原子力災害医療活動の実施</p> <p>(1) 一般医療の実施</p> <p>救護チームは開設した救護所において一般傷病者に対する医療活動を実施するものとする。 また、救護チームは、屋内退避所、<u>避難所・避難場所等</u>における住民等の健康管理を行うものとする。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p><b>第11節～14節 (略)</b></p>	<p>2 原子力災害医療活動の実施</p> <p>(1) 一般医療の実施</p> <p>救護チームは開設した救護所において一般傷病者に対する医療活動を実施するものとする。 また、救護チームは、屋内退避<b>施設、指定避難所等</b>における住民等の健康管理を行うものとする。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p><b>第11～14節 (略)</b></p>	<p>・記載の適正化</p>																

頁	現行（平成30年2月修正）	修正後	備考
88	<p style="text-align: center;"><b>第4章 原子力災害中長期対策</b></p> <p><b>第1～6節</b> （略）</p> <p><b>第7節 災害地域住民等に係る記録等の作成</b></p> <p>1 災害地域住民等の記録</p> <p>県は、市町村が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明や避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力するものとする。</p> <p>2～3 （略）</p> <p><b>第8～13節</b> （略）</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4章 原子力災害中長期対策</b></p> <p><b>第1～6節</b> （略）</p> <p><b>第7節 災害地域住民等に係る記録等の作成</b></p> <p>1 災害地域住民等の記録</p> <p>県は、市町村が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明や<u>避難所、避難経路等</u>においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力するものとする。</p> <p>2～3 （略）</p> <p><b>第8～13節</b> （略）</p>	<p>・記載の適正化</p>